

1<千代田区>

事業名: 高齢者福祉住環境整備		窓 口: 保健福祉部高齢介護課介護事業指定係 (TEL: 03-5211-4336)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
介護予防住宅改修等給付	千代田区内に住所を有する65歳以上の高齢者で、日常生活の動作に困難が有り、調査の結果、在宅での生活の質を確保するために住宅の改修等が必要と認められる方		要支援・要介護認定非該当または未認定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 ・福祉用具(すのこ、浴用椅子等)の購入	200,000円	「介護予防住宅改修等給付」 ① 10%負担 ②生活保護受給者は負担無し 「自立支援設備改修等給付」 ①保険料段階により、10%~60%負担 ②生活保護受給者は負担無し
自立支援設備改修等給付			要支援・要介護認定のある方	⑥工事又は購入完了の確認 ⑦給付金の支給	・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 ・階段昇降機設置 1,000,000円 ・ホームエレベーター設置 700,000円 ・卓上用IHクッキングヒーターの購入 20,000円	

2<中央区>

事業名:高齢者住宅設備改善給付事業		窓 口:福祉保健部介護保険課事業者支援給付係(TEL:03-3546-5377)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	介護保険の認定により、要介護、要支援、非該当と認定された者であって、身体機能が低下している者	自立	①区役所、おとしより相談センターにて相談※ ②区役所にて申請 ③訪問調査 ④助成の決定・発注	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	階段昇降機設置以外 ①10%~30%負担 ②生活保護受給者は負担無し 階段昇降機 ①10%~100%負担 ②生活保護受給者は負担無し
住宅設備改善給付		自立・要支援・要介護		・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 ・階段昇降機(直線) 876,000円 ・階段昇降機(曲線) 1,854,000円		

※施行業者は、中央区の介護保険住宅改修等受領委任払い取扱事業者から選択

3<港区>

事業名:港区高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係(TEL:03-3578-2111)内線2404				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率	
予防給付	65歳以上の高齢者であって、日常生活に困難があり、在宅での生活の質を確保するため住宅の改修が必要と認められる者	自立	①コーディネート事業の申請 ②訪問調査 ③給付申請と給付決定 ④工事の確認	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	①「生活保護受給者」又は「老齢福祉年金受給者」で世帯全員が区民税非課税者 0% ②世帯全員が区民税非課税者 0% ③本人が区民税非課税者 3%負担 ④それ以外 10%負担
設備給付		自立～要介護	⑤助成金を施工業者に支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	上記すべて基準額超過分は全額自己負担

4<新宿区>

事業名:高齢者自立支援住宅改修及び日常生活用具給付事業		窓 口:福祉部介護保険課給付係(TEL03-5273-4176)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修	65歳以上で 要介護認定結果が 「非該当」で ADL(日常生活動作)に 不安のある方	自立	①相談申請 ②担当者訪問調査 ③業者に見積り依頼 ④給付決定 ⑤工事着工、終了後検査	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	200,000円	①介護保険負担割合に応じて10%、20%または 30%の負担(基準額超過分は全額自己負担) ②生活保護受給者は免除
設備改修	65歳以上で 要介護認定結果が 「要支援」または「要介 護」の方 (身体条件等あり)	要支援～要介護	⑥利用者と区が、それぞれの 負担金を施行業者へ支払う	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

5<文京区>

事業名:高齢者住宅設備等改造事業		窓 口:①福祉部介護保険課給付係(TEL:03-5803-1388)②住環境課管理担当(TEL03-5803-1374)			
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率
住宅設備改造	満65歳以上の高齢者で、介護保険認定「要支援」「要介護」の者で、身体機能の低下により既存の設備での使用が困難であり設備改造が必要と認められ、過去に設備給付での同種の給付を受けていないもの。	要支援・要介護	①相談 ②訪問調査 ③給付の申請 ④給付の決定 ⑤改修工事 ⑥改修工事完了の確認 ⑦利用者負担分は利用者が施工業者に支払い、区負担分は区が施工業者に支払う	・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円	①介護保険料所得段階に応じて10%、20%または30%負担 ②生活保護受給者は給付限度額内において負担無し
住宅修築資金助成	満65歳以上の高齢者又は、心身障害者世帯に属するもの。 ※工事着工前で他の助成や利子補給を受けていない住宅であること等の要件あり。		①助成の申請(工事着工前) ②現地調査 ③助成決定 ④工事着工～しゅん工 ⑤実績の報告 ⑥現地調査 ⑦助成金額の確定 ⑧助成金の請求 ⑨助成金の交付	・バリアフリー化工事 ・防水板設置等浸水対策工事 ・り災住宅の復旧工事 (り災後60日以内のり災証明書があるもの) 上限200,000円	①税抜き工事費の10% ②上限超過分は全額自己負担

6<台東区>

事業名:高齢者住宅改修給付事業		窓 口:福祉部高齢福祉課給付係(TEL:03-5246-1222)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって、日常生活に困難がある又は動作に相当の時間がかかり、これを改善する為に住宅の改修が必要と認められる者(各給付に要件あり)	自立(虚弱) ※介護保険非該当者	①相談 ②事前訪問調査 ③給付申請 ④給付決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取り替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①10%負担 ②生活保護受給者は負担無し
住宅設備改修給付		自立(虚弱) 要支援・要介護 ※要介護2以上	⑤施工 ⑥工事完了の確認訪問 ⑦給付金支給	・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 ※浴槽の新設 379,000円 ※流し、洗面台の新設 156,000円 ※便器の新設 106,000円 ※階段昇降機の新設 1,000,000円 ※一階床の新設 350,000円		

7<墨田区>

事業名:高齢者自立支援住宅改修助成事業		窓 口:福祉保健部高齢者福祉課相談係(TEL:03-5608-6171)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率	
予防改修助成	おおむね65歳以上で日常生活動作が困難な者	要支援・要介護以外	①事前申請 ②高齢者支援総合センターまたは区の担当職員による現地調査、施工業者指導、完了確認 ③助成金交付	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑りの防止や移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これらの工事に付帯して必要な給水設備等の工事	200,000円	①生活保護受給者 0% ②高齢福祉年金受給者で、世帯員全員が区民税非課税の者 0% ③その他の者 10%、20%または30%負担 自己負担率は介護保険法の負担割合に準ずる 基準額超過分は全額自己負担
設備改修助成	おおむね65歳以上で身体機能の低下により既存の設備を使用する事が困難な者	要支援・要介護		・浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	200,000円	

8<江東区>

事業名:江東区高齢者住宅設備改修給付事業		窓 口:福祉部介護保険課在宅支援係(TEL:03-3647-4319)			
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率
住宅設備改修給付	65歳以上の高齢者で、 介護保険の自立判定、 要介護・要支援の認定 を受けた者	自立判定、要支 援・要介護認定	①相談・申請 ②事業者見積書等提出 ③訪問調査 ④給付決定 ⑤改修工事 ⑥工事完了・確認 ⑦助成金支払	・予防給付 200,000円 ・浴槽改修 379,000円 ・洗面台・流し台 156,000円 ・トイレ改修 106,000円 ・階段昇降機 800,000円	①基準額以内の10%負担(予防給付は10%・ 20%または30%)。超過分は全額本人負担。 ②生活保護受給者は基準額以内は免除。超える 金額は、全額本人負担。

9<品川区>

事業名:品川区高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉部高齢者福祉課介護給付係(TEL:03-5742-6927)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって 住宅の改修が必要と認められる者 * 所得制限あり 生計中心者もしくは扶養者等の前年の所得が基準額(2人世帯の場合6,232,000円)以下の方	介護保険非該当者	①区窓口に給付申請 ②工事着工 ③竣工後給付請求 ④支給	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	10%~30%負担
住宅設備改修給付		要支援高齢者 要介護高齢者		・浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれらに附帯して必要な工事 ・便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事 ・昇降機の設置	379,000円 156,000円 106,000円 400,000円	

10<目黒区>

事業名：高齢者自立支援住宅改修給付		窓 口：健康福祉部高齢福祉課在宅事業係（TEL：03-5722-9839）				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	目黒区に住所を有し、65歳以上の在宅の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者。		①申請 ②訪問調査 ③助成の決定 ④改修工事 ⑤区の訪問調査により工事完了確認 ⑥助成金を施工業者に支払	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	10%負担 ただし、生活保護世帯は免除
住宅設備改修給付				介護保険認定非該当	要支援、要介護認定をお持ちの方。または虚弱な方。	

11<大田区>

事業名:大田区高齢者自立支援住宅改修助成事業		窓 口:地域福祉課高齢者地域支援担当 大森(TEL:03-5764-0658)、調布(TEL:03-3726-6031)、 蒲田(TEL:03-5713-1508)、糀谷・羽田(TEL:03-3741-6525)			
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率
住宅設備改修給付	大田区内に住所を有し、介護保険における要介護認定の判定結果が要介護・要支援である65歳以上の高齢者のうち、住宅の改修が必要と認められる者	要支援・要介護	①相談 ②訪問調査 ③申請 ④決定 ⑤改修工事 ⑥工事完了検査 ⑦助成金請求 ⑧利用者と区がそれぞれの負担金を施工業者へ支払う	・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円	①介護保険負担割合に準じて助成限度額内の10%~30% ②生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援受給世帯は助成限度額内において無料 ※①・②いずれも助成限度額を超えた部分は全額自己負担

12<世田谷区>

事業名: 世田谷区高齢者住宅改修費助成金交付事業		所 管: 高齢福祉部高齢福祉課事業担当(TEL:03-5432-2407) 窓 口: 各総合支所保健福祉課地域支援担当				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
予防改修	65歳以上の高齢者で、 身体機能の低下により 住宅の改修が必要と認 められる者	介護保険非該当	①保健福祉課の窓口にて相談 ②CW事前訪問 ③業者見積 ④申請 ⑤決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	左記対象工事をあ わせて 200,000円	①基準額(工事費が基準額を下回る場合は工事 費)の1割~3割(介護保険の利用者負担割合に 準じる) ②予防改修については、介護保険料徴収区分第1 段階の者は負担免除あり
設備改修		非該当・要支援・ 要介護で全世帯 員の前年所得合 算額が 6,232,000円以下	⑥施工 ⑦完了届け ⑧確認 ⑨助成金交付	・浴槽の取替えとこれに附帯して 必要な工事 ・流し、洗面台の取替えとこれに 附帯して必要な工事 ・洋式便器への便器の取替えとこ れに附帯して必要な工事	379,000円 156,000円 106,000円	

13<渋谷区>

事業名：渋谷区高齢者住宅改修給付		窓 口：福祉部高齢者福祉サービス事業係(TEL:03-3463-1873)			
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率
住宅設備改修給付	65歳以上の高齢者であつて、住宅の改修が必要と認められる者	要支援・要介護(階段昇降機は要介護3~5)	①地域包括支援センターで受付 ②地域包括支援センター職員が訪問調査 ③必要と認められる部分に改修工事を給付	・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・階段昇降機の取付け 300,000円	①給付限度額内の10%(限度額を超えた部分は全額) ②生活保護受給世帯は給付限度額内全額免除

14<中野区>

事業名: 中野区高齢者自立支援住宅改修等事業		窓 口: 地域支えあい推進部介護・高齢者支援課(TEL:03-3228-5632)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者 ※所得制限あり 生計中心者の前年の所得が200万円未満の方	介護保険非該当	①介護保険認定 ②相談窓口(地域包括支援センター)で申請 ③地域包括支援センター職員訪問調査 ④業者見積 ⑤業者へ委託	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①給付限度額内の10%負担(限度額を超えた部分は全額自己負担) ②生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者でかつその世帯全員が住民税非課税の場合は給付限度額内全額免除
住宅設備改修給付		要支援以上		・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	200,000円 130,000円 90,000円	

15<杉並区>

事業名: 高齢者住宅改修給付事業		窓 口: 保健福祉部高齢者在宅支援課管理係(TEL:03-3312-2111)内線3236 (予防給付) 窓 口: 保健福祉部介護保険課給付係(TEL:03-3312-2111)内線1334 (設備給付)			
分 類	助 成 対 象 者	助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	杉並区に住所を有する 65歳以上の在宅の高 齢者であって、 住宅の改修が必要と認 められる者	予防給付 ①地域包括支援センターで受付 ②支援センター職員が訪問調査し、申請受理 ③PT・OTと見積もり業者が同行訪問 ④給付決定～着工 ⑤工事完了確認 ⑥支払い	・手すりの取付け ・便器の洋式化 ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	10%負担 (生活保護受給の者を除く)
住宅改修設備給付		介護保険認定 要支援・要介護	設備給付 ①申請 ②申請の確認 ③工事着工 ④工事完了確認 ⑤給付決定 ⑥支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	

16<豊島区>

事業名:豊島区高齢者自立支援住宅改修助成事業		窓 口:高齢者福祉課高齢者事業グループ(TEL:03-4566-2432)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率	
予防的助成	豊島区内に住所を有する 65歳以上の高齢者で 住宅改修が必要と認められる者	介護保険非該当者(自立)	①介護保険認定 ②訪問調査 ③申請 ④審査 ⑤給付助成の決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①高齢福祉年金受給者または生活保護受給者0% ②①以外の方で、介護保険の自己負担割合が1割の方 10% ③①以外の方で、介護保険の自己負担割合が2割の方 20%
設備改修助成		要支援・要介護の方かつ、身体障害者の要件あり*但し便器の洋式化のみ非該当も対象	⑥改修工事 ⑦改修工事完了の確認 ⑧助成金支払い	・浴槽の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し等の取替えおよびこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・便器の洋式化およびこれに附帯して必要な工事	379,000円 156,000円 106,000円	④①以外の方で、介護保険の自己負担割合が3割の方 30%

17<北区>

事業名:東京都北区高齢者住宅改造費助成事業		窓 口:健康福祉部高齢福祉課 高齢相談係(TEL:03-3908-9083)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率	
住宅改造予防給付	65歳以上の介護保険の要介護認定を受けている方(非該当を含む)で日常生活の動作に困難がある方 ※区内に住所を有する	介護保険非該当(自立)	①相談 ②調査 ③申請 ④決定 ⑤工事	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差、傾斜の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	100,000円を限度	①原則10%~30%負担(所得制限なし) ②生活保護受給者で世帯全員が住民税非課税の方は免除 ③世帯全員が住民税非課税の方は5%負担 ※いずれの場合も、助成限度額を超えた部分は自己負担となります。
住宅設備改造給付		要支援・要介護	⑥確認 ⑦支払い	・浴槽の取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化	200,000円 156,000円 106,000円	

18<荒川区>

事業名: 荒川区高齢者住宅改修給付事業		窓 口: 福祉部 介護保険課 介護給付係 (TEL: 03-3802-3111) 内線2432				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	・65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要な者 ＊区内に住所を有する等の要件あり	介護保険非該当	①相談・申請 ②訪問調査(※) ③給付助成の決定 ④改修工事 ⑤工事完了確認 ⑥助成金を施工業者に支払 ※住宅改修設備給付における便器の様式化等及び転倒防止用手すり設置給付を除く	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	助成基準額の範囲内において自己負担あり ①生活保護受給世帯 0% ②その他の者 10～30%負担 ＊基準額を超える場合には全額自己負担
住宅設備改修給付		要支援・要介護		・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 (要介護4・5の車椅子使用者) ・便器の洋式化等 106,000円		
住宅設備等新設給付				居住目的以外の1階の空間(工場・店舗等)を居住空間として改修するための新設工事を助成 ・1階床の新設 350,000円 ・浴槽の新設 379,000円 ・流し・洗面台の新設 156,000円 ・便器の新設 106,000円		
転倒防止用手すり設置給付				70歳以上の高齢者であって、手すりの設置を必要とする方 ＊区内に住所を有する等の要件あり	介護保険非該当・要支援・要介護以外の方 転倒防止用の手すりの取付け 50,000円	

19<板橋区>

事業名:板橋区高齢者住宅設備改修費助成事業		窓 口:おとしより保健福祉センター介護普及係(TEL:03-5970-1120)			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額		負担率
介護予防住宅改修	区内に住所を有する65歳以上の在宅の高齢者のうち、住宅の改修が必要であると認められる者で、介護保険認定が非該当の方(認定から1年以内)または介護予防が必要と認められる方	①ケアマネジャーまたはおとしより相談センターに相談 ②ケアマネジャーまたはおとしより相談センター、区担当職員、施工業者が訪問し状況確認	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	100,000円	自己負担は、助成限度額内において、次のとおり。 (1)生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯:無料 (2)住民税非課税世帯:見積額の1割 (3)住民税課税世帯:見積額の3割 ※いずれの場合も、助成限度額を超えた部分も自己負担となります。
住宅設備改修	<浴槽の取替え> 区内に住所を有する65歳以上の在宅の高齢者のうち、住宅の改修が必要であると認められる者で、介護保険認定を受けている、または介護予防が必要と認められる方	③改修可否調査・改修計画の立案 ④申請 ⑤助成決定・工事着工 ⑥区担当職員が訪問し、完了確認	・浴槽の取替え	200,000円	
	<流しまたは洗面台の取替え> 区内に住所を有する65歳以上の在宅の高齢者のうち、住宅の改修が必要であると認められる者で、介護保険認定を受けている方	⑦助成額支払	・流し、洗面台の取替え(原則として車いすのまま利用できるものに取り替える場合に限る)	150,000円	

20<練馬区>

事業名:練馬区自立支援住宅改修給付事業		窓 口:高齢施策担当部 介護保険課 給付係(TEL03-5984-4591)					
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額	負担率		
予防改修給付	65歳以上の在宅の区民		介護保険の要支援・要介護認定申請の結果非該当となった方のうち、日常の動作に何らかの支障があって、予防改修が必要と認められる方	①基本チェックリスト等で住宅改修要否を判断 ②本人・地域包括支援センター・事業者で工事内容打合せ ③申請書の提出 ④本人に決定通知書、事業者に委託通知書交付 ⑤工事完了届により、地域包括支援センター職員が訪問確認 ⑥事業者の請求により支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	①限度額範囲内で改修にかかる費用の10%が利用者負担 ②生活保護受給者等と、住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者は、限度額範囲内で改修に係る費用は公費負担
設備改修給付			介護保険の要支援・要介護認定を受けている方のうち、身体機能の低下や障害のため既存の設備の使用が困難な方で、設備改善が必要と認められる方	①本人・ケアマネジャー・事業者で工事内容の打合せ ②申請書提出 ③本人に決定通知書、事業者に委託通知書交付 ④工事完了後、書類・写真により完了確認 ⑤事業者の請求により支払い	・浅型の浴槽などへの取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化 ・玄関の造作物撤去 ・階段昇降機などの設置(病院や施設から退院・退所された場合で階段昇降困難な方のみ対象)	250,000円 156,000円 106,000円 100,000円 1,000,000円	①限度額範囲内で改修にかかる費用の10%が利用者負担 ②生活保護受給者等と、住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者は、限度額範囲内で改修に係る費用は公費負担

21<足立区>

事業名:高齢者住宅改修事業		窓 口:高齢者施策推進室高齢福祉課在宅支援係 (TEL:03-3880-5111)内線1965~1968			
分 類	助 成 対 象 者	助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	65歳以上の 介護保険の要介護認定が「自立」の高齢 者で、 日常の動作に低下が認められる者	①申請受付後 ②地域包括支援センター職員 による訪問調査 ③給付対象可否決定 ④工事完了後の写真を提出	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消(浴槽の取替えを除く) ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・和式から洋式便器への取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	200,000円	①生活保護受給者及び足立区介護保険料の所得 段階が第1段階、第2段階、第3段階のB・C階層 の者 0% ②足立区介護保険サービスの自己負担が1割で 上記①以外の者 10%負担 ③足立区介護保険サービスの自己負担が2割の 者 20%負担 ④足立区介護保険サービスの自己負担が3割の 者 30%負担
住宅設備改修給付	65歳以上の高齢者で、 日常の動作に低下が認められ、 介護保険では「要介護」「要支援」の者	⑤事業者の請求 ⑥区が支払う。自己負担分は 本人が事業者へ支払い	・浴槽の取替え(給湯設備を除く) ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	200,000円 156,000円 106,000円	

22<葛飾区>

事業名：葛飾区高齢者自立支援住宅改修費助成事業及び葛飾区高齢者住宅設備改修費助成事業		窓 口：福祉部高齢者支援課在宅サービス係(TEL:03-5654-8259)			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額		負担率
自立支援住宅改修費助成	在宅で生活していて、65歳からの生き生き元気度チェックにより運動機能が低下している方及びこれに準ずる方で、在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められる方	①工事施工前の事前相談 ②調査(要否の決定) ③必要書類の提出 ④助成決定	・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引戸への扉変更及び新設 ・便器の洋式化 ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	基準額の範囲で10%負担 (生活保護を受けている方は負担なし)
住宅設備改修費助成	在宅で生活している方で、「要支援」「要介護」の認定を受け、在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められる方	⑤写真による完了確認、及び高齢者総合相談センター職員又はケアマネジャーによる完了検査	・浴槽の取替え及び付帯して必要な工事 379,000円 ・流し、洗面台の取替え及び付帯して必要な工事 156,000円 ・階段昇降機の設置 機器本体費及び付属器具費 979,000円 設置費 353,000円		基準額の範囲で10%~30%負担 (生活保護を受けている方は負担なし)

23<江戸川区>

事業名：江戸川区住まいの改造助成事業		窓口：福祉部介護保険課給付係(TEL:03-5662-0309)			
分類	助成対象者	助成方法	助成基準額		負担率
住まいの改造助成	60歳以上の介助が必要な方で、居住している住宅の改修が必要と認められる方	<ul style="list-style-type: none"> ①ケアマネージャーまたは熟年相談室に相談 ②ケアマネージャーまたは熟年相談室、区担当職員、施工業者が訪問し状況確認 ③申請(見積書等) ④審査・決定 ⑤工事 ⑥区担当職員が訪問し、完了確認 ⑦助成金を申請者に支給 	訪問調査のうえ工事内容を決定する。 (対象箇所) 居室・トイレ・浴室・玄関とそれぞれへの動線となる廊下・階段 (工事内容) 手すりや踏み台の設置 段差解消 引き戸等への扉の取替え 便器の様式化 浴槽の取替え 階段昇降機の設置など	工事費用の限度額は200万円 (ただし、介護保険の住宅改修に該当する費用は除く。)	世帯合計所得を基準として決定する。 費用の8割～9割を助成 生活保護世帯、住民税非課税世帯は10割を助成

※住まいの改造助成事業は江戸川区独自事業です。

24<八王子市>

事業名:八王子市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉部介護保険課(TEL:042-620-7416)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修給付	市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、日常生活の動作に困難があり、在宅での生活の質を確保するために住宅改修が必要と認められる者	介護保険における要介護認定を受けた結果、非該当の判定を受けた者	①事前申請 ②事前審査 ③工事内容確認通知 ④工事施工 ⑤完了確認(写真)	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	①助成基準額内で、現に要した費用の10%自己負担 ②助成基準額を超える場合の超過額は全額自己負担 ③生活保護受給者等は、①の負担の免除を受ける事ができる
住宅設備改修給付		介護保険における要介護認定を受けた結果、要介護・要支援の判定を受けた者	⑥支払内容決定 ⑦申請者へ支払	・浴槽の取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化 ・上記の各工事に付帯して必要な工事を含む	379,000円 156,000円 106,000円	

24<八王子市>

事業名:居住環境整備補助金交付事業		窓 口:住宅政策課(TEL:042-620-7260)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修給付	65歳以上の方のいる世帯で住宅の所有者、又は所有者から改修の承諾を受けた賃貸住宅の居住者(居住予定者含む)		①事前相談 ②交付申請(バリアフリー化改修工事) ③交付決定 ④改修工事 ⑤完了報告 ⑥交付額確定 ⑦交付請求 ⑧申請者へ支払	高齢になっても安全に支障なく自立した生活が営めるようにするために行う、段差の解消、手すりの取付けなどの5万円以上の改修工事(ただし、他の補助制度の対象となる部分は除く)	対象工事費の20%以内 20万円限度	助成基準額を超える費用は自己負担

25<立川市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉保健部高齢福祉課業務係 (TEL:042-523-2111) 内線1475				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	介護保険の認定により、要介護、要支援、非該当と認定された者であって、身体機能が低下している者	非該当(虚弱)	① 申請 ② 住宅改修アドバイザー、市職員による事前調査 ③ 改修可否の判断 ④ 給付申請	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①所得に応じて10～30%負担(基準額を限度)限度額を超える部分は全額自己負担 ②生活保護受給世帯は、負担の免除を受ける事ができる。限度額を超える部分は全額自己負担
住宅改修設備給付		非該当(虚弱) 要支援 要介護	⑤ 給付決定 ⑥ 工事施行 ⑦ 工事完了後、現場確認 ⑧ 支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等(介護保険及び自立支援住宅改修給付事業の洋式便器の取替えを優先して利用し、給付限度額を超えた場合に申請可能)	379,000円 156,000円 106,000円	

26<武蔵野市>

事業名:住宅改善事業		窓 口:健康福祉部高齢者支援課相談支援係(TEL:0422-60-1846)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額 ※〇は市で上乗せ助成		負担率
住宅改修予防給付	60歳以上の者であって、日常生活動作に困難があり、注意を要する状態にある者	特定疾病以外の60~64歳	①在宅介護・地域包括支援センターに事前相談	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	200,000円	①10%、20%または30%負担(基準額を限度)限度額を超える部分は全額自己負担 ②生活保護世帯は、本人負担免除
			②申請			
③在宅介護・地域包括支援センター職員、住宅改修・福祉用具相談支援センターの住宅改修アドバイザーによる訪問調査等	引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事					
④住宅改修・福祉用具相談支援センターの住宅改修アドバイザーによるアドバイス、現場での工務店との打ち合わせ。		〇便器洋式化 306,000円 ・浴槽取替え等 379,000円 ・流し、洗面台取替え 156,000円				
⑤決定						
住宅設備改修給付	介護保険制度を優先して利用することが前提	要支援・要介護	⑥工事完了 ⑦工事完了確認 ⑧助成額については、住宅改修・福祉用具相談支援センターが直接施工業者に支払う	〇便器洋式化 306,000円 ・浴槽取替え等 379,000円 ・流し、洗面台取替え 156,000円 〇居室工事 250,000円 〇玄関等工事 150,000円		

27<三鷹市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:健康福祉部高齢者支援課高齢者相談係 (TEL:0422-45-1151)内線2623				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって、日常生活動作に困難がある者 なお、要介護認定の結果通知を受けていること		自立	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護世帯:0円 ②生計中心者が住民税非課税世帯:10%(基準額を限度) ③①、②以外の世帯:30%(基準額を限度)
住宅設備改修給付			要支援、要介護	⑤工事完了届(施工前後の写真添付)により完了確認 ⑥支払い	・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え 156,000円 ・便器の洋式化 106,000円	

28<青梅市>

事業名：青梅市高齢者住宅改造費助成事業		窓 口：健康福祉部高齢者支援課地域支援係(TEL:0428-22-1111)内線2157			
分 類	助 成 対 象 者	助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅設備改修給付	65歳以上の高齢者であって、 住宅の改修が必要と認められる者 ただし、介護保険における要介護認定を 要し、 介護保険と同種目の工事については、要 介護認定の判定結果が自立(非該当)で あること	①相談 ②地域包括支援センター職員 による訪問調査 ③申請 ④給付決定 ⑤工事着工 ⑥工事完了後、地域包括支援 センター職員による実地調査 ⑦施工業者に対し支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	200,000円	①基準額まで、10%を本人負担(基準額を超えた 額は本人負担。介護サービスを利用する場合の利 用者負担割合が2割または3割となる所得基準に 該当する世帯は、20%または30%を本人負担) ②生活保護受給者は、免除
			・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

29<府中市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉保健部介護保険課介護サービス係 (TEL:042-335-4470)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者 ただし、原則として介護保険における要介護認定を要し、住宅改修予防給付について、要介護認定の判定結果が非該当であること	要介護認定「非該当」	①相談 ②地域包括支援センター職員による訪問調査 ④申請 ⑤決定	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	①補助対象経費が基準額未満の場合、基準額の1割から3割を助成(ただし、生活保護受給世帯は免除) ②補助対象経費が基準額以上の場合、基準額の1割から3割を助成し、基準額を超えた額を本人負担(ただし、生活保護受給世帯は基準額内の自己負担分は免除)
住宅設備改修給付		要介護認定「要支援1・2」、 「要介護1～5」	⑥工事契約・着工 ⑦工事完了・調査 ⑧支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	※負担割合(1割から3割)の判定基準は介護保険の負担割合基準と同等

30<昭島市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:保健福祉部介護福祉課高齢者支援係(TEL:042-544-5111)内線2158				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者であって、日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる者		①相談 ②改修助言 ③調査 ④申請 ⑤決定 ⑥工事依頼・着工 ⑦工事完了・調査 ⑧支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護受給者 0% ②その他の者 所得に応じて10%~30% ※いずれの場合も、限度額を超えた部分は全額自己負担
住宅設備改修給付				要介護認定「非該当」 要介護認定「要支援」 要介護認定「要介護」 ※便器の様式化については、介護保険制度及び予防給付優先	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円

31<調布市>

事業名:調布市高齢者住宅改修費給付事業		窓 口:福祉健康部高齢者支援室高齢福祉担当 (TEL:042-481-7150)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	<ul style="list-style-type: none"> ・予防給付:介護保険制度で非該当の認定を受けた65歳以上の方 ・設備改修給付:65歳以上の改修が必要と認められた方 	介護認定非該当	<ul style="list-style-type: none"> ①担当課・地域包括支援センター事前相談 ②要介護認定確認及び申請指導 ③地域包括支援センターに申請 ④訪問調査 	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	<ul style="list-style-type: none"> ①基準額内で、現に用いた費用の10% ②生活保護、住民税非課税世帯は無料
住宅設備改修給付	<ul style="list-style-type: none"> *市内に住所を有する者住宅改修をしなければ著しく困難だと認められ、住宅の改修により在宅生活を維持することができる方 	要支援・要介護 ※介護保険制度優先	<ul style="list-style-type: none"> ⑤給付助成の決定 ⑥地域包括支援センター工事完了後実地調査 ⑦施工業者へ支払う 	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

32<町田市>

事業名:在宅高齢者生活支援事業		窓 口:いきいき生活部介護保険課給付係(TEL:042-724-4366)直通				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、住宅改修が必要と認められた方		①高齢者支援センター職員またはケアマネジャーが訪問調査を行い、市に申請 ②事前審査 ③助成内容決定 ④工事着手 ⑤施工後、完了確認 * 工事完了後、市が公費助成額を支払う	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①基準額内で、現に用した費用の10%自己負担。ただし、住宅改修予防給付については、申請者の負担割合に応じた自己負担。 ②基準額を超える場合の超過額は全額自己負担 ③生活保護受給者は基準額内無料
住宅設備改修給付				要支援 要介護	・浴槽の取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等 * 上記の各工事に附帯して必要な工事を含む	

33<小金井市>

事業名: 小金井市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口: 福祉保健部介護福祉課高齢福祉係 (TEL: 042-387-9843)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる虚弱高齢者 ・介護保険法施行令に規定する特定疾病の者で、住宅の改修が必要と認められる者 		<ul style="list-style-type: none"> ①担当課・地域包括支援センターで申し込み受け ②訪問調査 ③決定 ④工事着手 ⑤工事完了確認 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 	<ul style="list-style-type: none"> 一家屋につき 200,000円限度 	<ul style="list-style-type: none"> ①市民税課税世帯の場合、基準額を上限に改修費の10%、20%、30%負担 ②市民税非課税世帯の場合は、基準額を上限に改修費の3%負担
住宅設備改修給付			<ul style="list-style-type: none"> ⑥業者へ基準額の90%、80%、70%(市民税課税世帯)か、97%(市民税非課税世帯)を支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 併用の場合一家屋につき 379,000円限度 	

34<小平市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:健康福祉部高齢者支援課地域支援担当(TEL:042-346-9539)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する おおむね65歳以上の 高齢者で、 日常の動作に低下が認められ、かつ、在宅生活継続のために住宅改修が必要である者		①相談 ②市職員による訪問調査 ③業者見積 ④申請 ⑤決定 ⑥施工 ⑦工事完了届 ⑧市職員による工事完了確認 ⑨業者へ支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①給付限度額の範囲で10%負担 ②生活保護受給者は、10%負担無し
住宅設備改修給付				自立(虚弱) 要支援 要介護	・浴槽の取り替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	

35<日野市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:健康福祉部高齢福祉課福祉係 (TEL:042-514-8495)(直通)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で、日常生活の動作に困難があるため、住宅改修の給付が必要と認められる者		①地域包括支援センターに事前相談(地域包括職員による訪問調査含む。) ②地域包括支援センターより申請 ③書類審査 ④市職員等による訪問調査 ⑤給付決定 ⑥工事完了後、地域包括支援センター職員による現地確認 ⑦完成届確認後、支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①所得金額により、1割又は2割若しくは3割 ②生活保護受給者等は、負担免除 上記①及び②については、給付限度額の範囲内とし、限度額を超えた分については、全額自己負担
住宅設備改修給付				要支援・要介護	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	

37<国分寺市>

事業名:国分寺市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:高齢福祉課いきいき推進係(TEL:042-321-1301)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修給付	65才以上の高齢者であり、在宅での生活を続ける為に住宅改修が必要と認められる者。	介護保険非該当者	① 相談 ② 訪問調査及び申請 ③ 審査決定 ④ 施行	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	給付額(助成基準額が限度)にそれぞれ()内の負担率を乗じて得た額 ① 生活保護受給者(無し) ② 生計中心者が住民税非課税世帯の者(6%) ③ 上記以外の者(10%)
住宅設備改修給付	(介護保険を優先利用)	非該当、要支援、要介護	⑤ 市職員が完了確認 ⑥ 支払い	・浴槽・給湯等の取替え ・流し、洗面台の取替え ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

38<国立市>

事業名: 国立市高齢者住宅改修給付事業		窓 口: 健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係 (TEL: 042-576-2111) 内線154				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	おおむね65歳以上	介護保険対象外者(虚弱)	① 市の地域包括支援センターへ申し込み ② 地域包括支援センター職員による訪問調査 ③ 市に調査報告 ④ 市で可否決定 ⑤ 利用者へ通知/業者へ施工依頼	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取り替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	200,000円	① 基準額内で、現に用いた費用の1割～3割負担(負担割合は、介護保険制度の負担割合と同様の基準) 限度額を超える場合は当該超えた額の全額負担 ② 生活保護世帯は無料
住宅設備改修給付		介護保険対象外者(虚弱)、要支援、要介護	⑥ 業者の完了届(施工前後の写真添付)及び地域包括支援センター職員が現地確認をし、チェックリストを市に提出	・浴槽取替え ・便器洋式化 ・流し、洗面台の取替え ・上記の各工事に付帯して必要な工事	379,000円 106,000円 156,000円	

39<福生市>

事業名:福生市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉保健部介護福祉課高齢福祉係 (TEL:042-551-1751)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	65歳以上で 改修が必要な者	自立(虚弱)	①相談・申請 ②市職員、PT(理学療法士)が 訪問調査 ③助成の可否決定 ④施行 ⑤完了報告書提出 ⑥施行確認 ⑦支払	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	200,000円	①10%負担 ②ただし、市民税非課税の者、生活保護受給者は 負担無し
住宅設備改修給付		自立:要支援:要 介護		・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

40<狛江市>

事業名: 狛江市高齢者自立支援住宅改修費給付事業		窓 口: 福祉保健部高齢障がい課高齢者支援係 (TEL: 03-3430-1111) 内線2222				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
予防改修	65歳以上の高齢者であって、 居住する住宅の改修が必要と認められる者		①申請 ②訪問調査 ③決定 ④施工工事 ⑤施工確認 ⑥支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護受給者 0%負担 ②上記以外 10%から30%負担 (介護保険サービスの負担割合に準ずる)
設備改修				要介護認定において 自立 要支援 要介護	・浴槽取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円	

42<清瀬市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修事業		窓 口:健康福祉部高齢支援課高齢福祉係(TEL:042-492-5111)内線589				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
住宅改修予防給付	65歳以上の高齢者で、 住宅改修が必要と認められる方	・介護保険認定 の非該当の方	① 相談 ② 申請 ③ 決定 ④ 施工工事	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	200,000円	① 生活保護受給者等 0% ② 生計中心者の所得が5,852,000円以下で 年金その他の所得金額の合計が2,800,000円 以上の方20% ③ ②に該当する方の内、年金その他の所得金額 の合計が2,800,000円未満の方、又は2人 以上の世帯であって所得金額の合計が3,460,000 円未満の方 10%
住宅改修設備給付		要支援 ・ 要介護	⑤ 確認 ⑥ 支払い	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

43<東久留米市>

事業名:東久留米市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉保健部介護福祉課介護サービス係(TEL:042-470-7750)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率	
自立支援住宅改修給付	65歳以上の者のうち、在宅での自立した生活を確保するために、住宅改修が必要と認められる者	要介護認定において「自立(非該当)」と認定された高齢者	①給付申請 ②給付の可否を決定 ③改修 ④請求 ⑤給付	介護保険の住宅改修と同様 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これらの工事に付帯して必要な工事	160,000円	1割負担 ただし、改修に要する費用が支給限度基準額を超過した場合は、その超過した額に支給限度の1割分を加えた額を負担するものとする。
		要介護認定において「要介護」若しくは「要支援」と認定された高齢者		・浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ・便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	379,000円 156,000円 106,000円	

44<武蔵村山市>

事業名: 武蔵村山市高齢者自立支援住宅改修費給付事業		窓 口: 健康福祉部高齢福祉課介護認定給付係 (TEL: 042-590-1233)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修の予防給付	市内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者	申請日前1年以内の期間において受けた、要介護認定の結果が非該当の者	①相談 ②申請 ③施行前訪問調査	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 ※限度額内で2回以上の改修ができる。	200,000円	①基準額内で、現に用いた費用の1割、2割又は3割負担(負担割合に準じる) ②基準額を超える場合の超過額は全額自己負担 ③生活保護受給者は基準額内無料
住宅設備改修の給付		要支援又は要介護認定を受けた者	③審査・決定 ④施工工事 ⑤施工完了確認 ⑥支払い	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事(介護保険制度の限度額を越えた部分について給付) ※それぞれの改修工事について、給付額にかかわらず、1回を限度とする。	379,000円 156,000円 106,000円	

45<多摩市>

事業名:多摩市高齢者住宅改造費助成事業		窓 口:健康福祉部高齢支援課地域ケア推進係(TEL:042-338-6846)直通				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	おおむね65歳以上の 高齢者であって、 住宅の改造が必要と認 められる方	自立(虚弱)	原則として対象者からの申請に 基づく現物給付。 ①相談 ②地域包括支援センターによる 現地確認 ③施工業者による図面等の提 示 ④可否の判断 ⑤申請 ⑥給付決定 ⑦施工 ⑧終了後確認(訪問・写真) ⑨支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・床材の変更 ・引戸への扉変更 } 居室改善 ・その他附帯する工事	200,000円	①10%負担(基準額を限度) ②生活保護受給世帯は、10%負担分減免
住宅設備改修給付		介護認定を受 け、必要と認め られた者		・浴場改善(低い浴槽へ交換) ・台所改善(流し洗面台の交換) ・便所改善(和式から洋式便器へ 交換)	379,000円 156,000円 106,000円	

46<稲城市>

事業名:稲城市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉部高齢福祉課高齢福祉係 (TEL:042-378-2111)内線223				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	おおむね65歳以上の高齢者であって、日常生活の動作に困難があり、又は、相当の時間がかかり、これを改善するために住宅の改修が必要と認められる者		介護保険要介護認定非該当で改修が必要と認められる者 ①要介護認定 ②事前相談 ③担当課、地域包括支援センター等で訪問相談申請受付 ④決定 ⑤工事	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①生活保護受給者 0% ②上記以外 介護保険負担割合の割合と同じとする
住宅設備改修給付	介護保険において要介護認定及び要支援認定と判定された者で、改修が必要と認められる者		⑥工事完了確認 ⑦支払い	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	①生活保護受給者 0% ②上記以外 介護保険負担割合の割合と同じとする

47<羽村市>

事業名:羽村市高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉健康部高齢福祉介護課高齢福祉係(TEL:042-555-1111)内線176			
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額	負 担 率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する在宅のおおむね65歳以上で、日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる者	介護保険法における要介護認定及び要支援認定の結果、非該当と認定された者	①相談 ②訪問調査 ③申請 ④審査決定 ⑤施工 ⑥工事完了後確認(写真等) ⑦施工業者への支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円
住宅設備改修給付		介護保険法における要介護認定及び要支援認定の結果、要介護1から5、要支援及び非該当と認定された者のうち、身体機能の低下に伴って、既存の設備での使用が困難な者		・浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円 156,000円

48<あきる野市>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係(TEL:042-558-1111)内線2631				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者であって、住宅改修の必要が認められ、かつ介護保険法において審査判定を受けた者。	介護保険法の審査判定の結果、非該当と判定された者。	①申請 ②現場確認 ③給付決定(業者への依頼)	・手すりの取付け ・床段差の解消 ・床材の変更 ・引戸等への扉の取替え ・洋式便器等への取替え	200,000円	①生活保護世帯は自己負担免除 ②上記以外の者 助成基準額(住宅改修に要する額が当該助成基準額を下回る場合は、その額)に介護保険制度における介護サービスを利用する場合の利用者負担割合に相当する割合を乗じて得た額(ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
住宅設備改修給付		介護保険法の審査判定を受けていれば可。	④施工 ⑤完了届提出(写真添付) ⑥完了検査 ⑦支払い	・浴槽取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備 ・流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	

49<西東京市>

事業名: 自立支援住宅改修費助成及び高齢者住宅改修費給付事業		窓 口: 健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係 (TEL: 042-420-2810)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者であって、住宅改修の必要性が認められる者	介護保険認定で非該当と認定された者	① 申請 ② 訪問調査 ③ 給付決定 ④ 施工 ⑤ 完了検査	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①介護保険負担割合に応じて10%、20%または30%の負担(基準額超過分は全額自己負担) ②生活保護世帯等 0%
住宅設備改修給付		介護保険認定で要介護または要支援と認定され、もしくは事業対象者とされた者	⑥ 完了届提出 ⑦ 支払い * 業者の指定はありません	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・上記の各工事に附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円 156,000円	

50<瑞穂町>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:高齢者福祉課高齢者支援係(TEL:042-557-7623)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防	町内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、日常生活動作の低下により、住宅の改修が必要と認められる者	介護保険非該当	①相談 ②改修図面等で改修内容を審査 ③申請	・手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑りの防止・移動円滑化等のための床材変更 ・引戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その住宅改修に附帯して必要な工事	200,000円	①給付対象額の1割～3割負担 ②生活保護受給者は、自己負担なし
住宅設備改修		介護保険法における要介護認定及び要支援認定の結果、要介護1から5、要支援及び非該当と認定された者のうち、身体機能の低下に伴って、既存の設備での使用が困難な者	④訪問調査 ⑤決定 施行 ⑥完了届提出 支出	・浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ・便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事	379,000円 156,000円 106,000円	

51<日の出町>

事業名:日の出町高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:いきいき健康課高齢支援係(TEL:042-597-0511)内線381・382				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	町内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者。 現に居住している住宅設備の改修が必要と認められる者。	介護保険法における要介護認定及び要支援認定の結果、非該当となった高齢者。	①相談 ②給付の申請 ③訪問調査 ④給付の決定 ⑤改修工事開始指示	介護保険と同様 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等へのドアの取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記工事に附帯して必要な工事	200,000円	①給付額の2割負担 ②生活保護世帯は負担無
住宅設備改修給付		介護認定「要支援」「要介護1以上」の高齢者で、住宅設備の改修により目的の達成が見込まれる者	⑥改修工事の完了確認 ⑦限度額又は限度額内の金額より本人負担分を除いた金額を施工業者へ支払い	・浴槽の取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 156,000円 106,000円	①介護保険負担割合と同じ ただし、限度額以内 ②生活保護世帯は負担無

52<檜原村>

事業名:檜原村高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉けんこう課福祉係(TEL:042-598-3121)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	村内に住所を有する 65歳以上の高齢者で あって、 住宅の改修が必要と認められる者。		①相談 ②申請 ③調査 ④決定 ⑤工事 ⑥確認 ⑦申請者へ支払い	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事	200,000円	①10%負担 ②生活保護受給者・住民税非課税世帯は負担無し
住宅設備改修給付				介護保険非該当 要介護認定の判定が自立～要介護	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	

53<奥多摩町>

事業名:奥多摩町高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓 口:福祉保健課(TEL:0428-83-2777)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	<p>おおむね65歳以上の高齢者であって、住宅の改修が必要と認められる者とする。 ただし、介護保険における要介護認定を要する。</p> <p>*住宅改修予防給付については、要介護認定の判定結果が自立であること。</p>	非該当	<p>①地域包括支援センターにて相談</p> <p>②必要であれば申請・見積りをとる。</p> <p>③業者や利用者との連絡調整は支援センターで行う。</p>	<p>介護保険と同種目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え及び新設 ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な工事 	200,000円	<p>①生活保護受給者・住民税非課税者 0%</p> <p>②上記以外 10%負担</p>
住宅設備改修給付		非該当 要支援 要介護		<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽取替え等 379,000円 ・流し、洗面台の取替え等 156,000円 ・便器の洋式化等 106,000円 		

54<大島町>

事業名:高齢者自立支援住宅改修給付事業		窓口:住民課介護保険係(04992-2-1462)				
分類	助成対象者		助成方法	助成基準額		負担率
住宅改修予防	65歳以上の高齢者であって日常生活の動作が困難で、住宅の改修が必要と認められる者。	介護保険非該当もしくは未申請の者	① 相談(包括支援センター) ② 調査(包括・町・業者立会) ③ 申請 ④ 内容審査・決定	・手すりの取付け ・床段差の解消 ・滑りの防止・移動の床材変更 ・引戸等への扉の取替え ・洋式便器 ・その住宅改修に附帯して必要な工事	200,000円	①所得に応じて給付費用の10%又は20%又は30%負担 ②生活保護受給者 0%
住宅設備改修		要支援以上	⑤ 施行 ⑥ 完了調査(包括・町) ⑦ 完了届提出 ⑧ 給付	・浴槽の取替えに附帯して必要な給湯設備 ・流し、洗面台の取替えに附帯して必要な給湯設備 ・便器の洋式化に附帯して必要な給湯設備	379,000円 156,000円 106,000円	

55<利島村>

事業名:利島村高齢者自立支援住宅改修等給付事業実施要綱		窓 口:住民課(TEL:04992-9-0011)				
分 類	助 成 対 象 者		助 成 方 法	助 成 基 準 額		負 担 率
住宅改修予防給付	村内に住所を有する 65歳以上の高齢者で あって、 住宅の改修が必要と認 められる者。	介護保険非該当	①相談 ②申請 ③調査 ④決定 ⑤工事	介護保険と同種目 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等 のための床又は通路面の材料の 変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え ・上記の各工事に附帯して必要な 工事	200,000円	①10%負担 ②生活保護受給者・住民税非課税世帯は負担無し
住宅設備改修給付		原則として自立	⑥確認 ⑦申請者へ支払い	・浴槽取替え等 ・流し、洗面台の取替え等 ・便器の洋式化等	379,000円 150,000円 106,000円	

* 36東村山市、56新島村、57神津島村、58三宅村、59御蔵島村、60八丈町、61青ヶ島村、62小笠原村は介護保険による住宅改修の助成のみ実施。